又同日内閣から衆議院議員小池政就提出在外自国民の保護に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出第三国の民間船舶の防護に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告に対する政府の説明等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出河野談話の作成過程における韓国側とのすり合わせ作業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更に係る閣議決定原案を内閣法制局が了承していた件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出集団的自衛権の行使と報復攻撃に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出「建屋の止水」の「実現性」等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出福島第一原子力発電所における「建屋の止水」工事における作業被曝等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出「建屋の止水」と「凍土壁の解凍」対策の見直し」の相関性等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出「建屋の止水」と「凍土壁の解凍」対策の見直し」の相関性等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件、選択経過及び代替工法に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料等」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料等」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件、選択経過及び代替工法に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出東京電力福島原子力発電所事故における事故調査・検証委員会が行ったヒアリング記録に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出吉田昌郎・元福島第一原子力発電所所長に対して行われたヒアリング記録に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出吉田昌郎・元福島第一原子力発電所所長に対して行われたヒアリング記録に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出九州電力川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出九州電力川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出カルデラ噴火の兆候把握等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員辻元清美提出カルデラ噴火の兆候把握等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十六年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

報告書受領

六月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十五年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）

平成二十五年度第四・四半期における国庫の状況

人事異動

内閣

○国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

国土交通大臣太田昭宏海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十六日）

警察庁

（警察庁長官官房審議官（交通局担当））警視監　濱　勝俊

警察庁交通局運転免許課長事務取扱を命ずる（警察庁交通局運転免許課長）

警視長　山岸　直人

皇宮警視長に任命する

皇宮警察本部副本部長を命ずる（以上六月十六日）

金融庁

（総務企画局総務課課長補佐）内閣府事務官　廣川　斉

兼ねて総務企画局総務課管理室長を命ずる（総務企画局総務課管理室長）

同　太田原和房

財務省に出向させる（以上六月二十五日）

外務省

（在フィリピン日本国大使館参事官（公使））外務事務官　磯俣　秋男

在インド日本国大使館参事官に配置換するインド国駐箚特命全権大使を補佐しインド国に在勤する期間公使の名称を与える

在ブータン日本国大使館に併任する（六月二十三日）

財務省

（中国財務局理財部次長）財務事務官　岡村　俊巨

中国財務局岡山財務事務所長を命ずる（東京税関新潟税関支署次長）

同　田中　節夫

兼ねて東京税関新潟税関支署長心得を命ずる（東京税関東京航空貨物出張所管理課長）同　宮澤　一男

兼ねて東京税関東京航空貨物出張所長心得を命ずる（東京税関総務部長）同　鵜田　晋幸

兼ねて東京税関芝浦出張所長事務取扱を命ずる（大阪税関業務部次長）同　武藤　久衛

兼ねて大阪税関業務部長心得を命ずる（大阪税関調査部次長）同　長谷川実也

兼ねて大阪税関調査部長心得を命ずる（大阪税関堺税関支署総務課長）

同　朝長　洋祐

兼ねて大阪税関堺税関支署長心得を命ずる（関東財務局東京財務事務所次長）同　仲山　欽也

兼ねて東京税関東京航空貨物出張所長心得を命ずる（中国財務局岡山財務事務所長）

同　桜江　秀樹

（東京税関成田税関支署次長）

同　平野　要三

（東京税関東京航空貨物出張所長）同　尾関　武彦

（東京税関芝浦出張所長）同　細野　浩一

（大阪税関業務部長）同　古川　広